

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による 選挙等の期日等の臨時特例に関する法律

○ 概要

- ・ 国民の地方選挙に対する関心を高めること等を目的として、平成31年3月、4月又は5月に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の期日を統一するもの。

※ 統一地方選挙は、地方公共団体の議会の議員及び長の任期が4年であることから、昭和22年以来、4年ごとに特例法を制定することにより実施されている。

※ 統一する選挙の範囲は、原則として平成31年3月1日から5月31日までに任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙。

- ・ 6月1日から10日までに任期が満了することとなる議会の議員又は長の選挙についても、統一地方選挙として実施することが可能(任意)。
- ・ 3月1日から3月30日までに任期が満了することとなる議会の議員又は長の選挙については、2月28日までに選挙を行う場合は、統一地方選挙として行う必要はない。
- ・ 平成31年の統一地方選挙においては、およそ1000の選挙が実施される見込み。

○ 統一地方選挙の執行日

(1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長

- ・ 平成31年4月7日(第1日曜日)

(2) 指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長

- ・ 平成31年4月21日(第3日曜日)

※ 統一地方選挙の期日については、平成31年においては、4月第4日曜日が4月28日であり、ゴールデンウィークにかかることから、選挙人の便宜等を考慮し、平成3年の統一地方選挙の期日と同様に、4月第1日曜日及び第3日曜日とする。

○ 衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等の執行日

- ・ 平成31年4月21日(第3日曜日)

※ 公職選挙法の規定により4月第4日曜日に行うこととされている衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等についても、平成31年については上記(2)とあわせ、第3日曜日に行うこととする。

平成31年統一選スケジュール

| 月 | 日 | 曜日 | 備考 |
|---|----|----|----------------------------|
| 3 | 18 | 月 | |
| | 19 | 火 | |
| | 20 | 水 | |
| | 21 | 木 | 知事選告示 春分の日 |
| | 22 | 金 | |
| | 23 | 土 | |
| | 24 | 日 | 指定都市市長選告示 |
| | 25 | 月 | |
| | 26 | 火 | |
| | 27 | 水 | |
| | 28 | 木 | |
| 4 | 29 | 金 | 都道府県議会議員・ 指定都市議会議員選告示 |
| | 30 | 土 | |
| | 31 | 日 | |
| | 1 | 月 | |
| | 2 | 火 | |
| | 3 | 水 | |
| | 4 | 木 | |
| | 5 | 金 | |
| | 6 | 土 | |
| | 7 | 日 | 地方選挙の統一日(前半) |
| | 8 | 月 | |
| 5 | 9 | 火 | |
| | 10 | 水 | |
| | 11 | 木 | |
| | 12 | 金 | |
| | 13 | 土 | |
| | 14 | 日 | 一般市議会議員・一般市長選告示 |
| | 15 | 月 | |
| | 16 | 火 | |
| | 17 | 水 | |
| | 18 | 木 | |
| | 19 | 金 | |
| 6 | 20 | 土 | |
| | 21 | 日 | 地方選挙の統一日(後半) 衆参補欠選挙等の期日 |
| | 22 | 月 | |
| | 23 | 火 | |
| | 24 | 水 | |
| | 25 | 木 | |
| | 26 | 金 | |
| | 27 | 土 | |
| | 28 | 日 | |
| | 29 | 月 | 昭和の日 |
| | 30 | 火 | |
| 7 | 1 | 水 | |
| | 2 | 木 | |
| | 3 | 金 | 憲法記念日 |
| | 4 | 土 | みどりの日 |
| | 5 | 日 | こどもの日 |
| | 6 | 月 | 振替休日 |
| | 7 | 火 | |